

「第7次宮城県地域医療計画の中間見直し（中間案）」の概要

1 医療計画の性格

医療計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために、都道府県ごとに定める計画です。

2 医療計画の期間及び中間見直しの実施

第7次宮城県地域医療計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間としています。医療法の規定では、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は医療計画を変更することとされており、本県においても、7次計画の3年目である令和2年度中の見直しに向けた作業に着手していましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、「見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となっても差し支えない」とする国の通知の趣旨を踏まえて、今回、中間見直しを実施することとしたものです。

3 中間見直しにかかる考え方

国の医療計画の見直し等に関する検討会での議論、国の通知や指針等を踏まえ、今回の見直しでは、計画の基本的な方針等は維持しながら、5疾病・5事業及び在宅医療について、数値目標や記載事項の見直しを行うこととし、各事業の課題については第8次計画策定時に向けた検討を進めてまいります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、「感染症対策」の項目に所要の見直しを行います。

4 今回の中間見直しのポイント

記載項目	主な見直し事項（統計値の時点修正を除く）
5 疾病・5 事業及び在宅医療	
①がん	・地域拠点病院の指定状況等を時点修正し、子宮頸がんワクチンの勧奨推進に係る市町村への助言等について加筆した。
②脳卒中	（統計値の時点修正のみ）
③心筋梗塞等の 心血管疾患	（統計値の時点修正のみ）
④糖尿病	・「糖尿病の医療体制構築に係る現状把握のための指標例」の見直しにより「糖尿病患者の新規下肢切断術の件数」が追加されたことを踏まえ、糖尿病足病変による新規下肢切断術の件数（人口10万対）の実績値を追記した。
⑤精神疾患	・「精神疾患の医療体制構築に係る現状把握のための指標例」の見直しにより、地域平均日数が追加されたことを踏まえ、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を数値目標に追加した。 ・宮城県精神保健福祉審議会における協議を踏まえ、「現状と課題」及び「施策の方向」の各疾病について追記をしたほか、アルコール対策推進計画の策定や依存症専門医療機関及び治療拠点機関の選定を踏まえ、依存症に対する施策の方向性を追記した。
⑥救急医療	・「救急医療の体制構築に係る指針」の改正により、救命救急医療機関には災害拠点病院と同様に自家発電機等を保有することが望ましい旨が追加されたことを踏まえ、県内の救命救急センターの全てが自家発電機等を保有している

	<p>旨を追記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年 4 月から救急搬送情報共有システムの運用を開始しているため、関連部分について計画本文に追記した。
⑦災害医療	<ul style="list-style-type: none"> 「第 7 次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」において第 7 次医療計画策定後の災害医療の現状を踏まえた内容を盛り込むこととされたことを受けて、保健医療調整本部の設置について追記した。 令和元年東日本台風時の活動の反省を踏まえ、記載内容の時点修正を行った。 「災害時における医療体制構築に係る現状把握のための指標例」の見直し及び令和元年東日本台風時の活動の反省を踏まえ、災害医療コーディネーター任命者数を数値目標に追加した。
⑧へき地医療	<ul style="list-style-type: none"> 「へき地の医療体制構築に係る指針」及び「へき地の医療体制構築に係る現状把握のための指標例」において、へき地医療拠点病院の中で、必須事業を年間 1 回以上行う医療機関の割合を 100%にすることが望ましい旨が追加されたことを踏まえ、数値目標に追加した。 離島と本土をつなぐ橋梁をはじめ交通環境の整備によって、無医地区・無歯科医地区が減少傾向にあること等、へき地医療の現状に関する情報の更新を行った。
⑨周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> 「周産期医療の体制構築に係る指針」の改正により、周産期母子医療センターにおいて被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画を策定していること等が追加されたことを踏まえ、災害に対応したインフラ体制構築等の推進について追記した。 「周産期医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標例」の見直しにより、災害時小児周産期リエゾンの任命者数が重点指標となったことを受けて、数値目標に追加した。 「周産期医療の体制構築に係る指針」の改正を受けて、「周産期医療圏」について定義を追加し、表現を統一した。
⑩小児医療	<ul style="list-style-type: none"> 「小児医療の体制構築に係る指針」の改正を受けて、「小児医療圏」について「医師確保計画」と同様の定義を用いることを明記したほか、「小児災害時医療体制」及び「小児医療に関する協議会」に関する記載を追加した。 「小児医療の体制構築に係る指針」の改正により、産科・小児科の医師偏在指標を活用した産科・小児科の医師確保計画に関する記載が追加されたことを踏まえ、本県の小児科医師偏在指標等について追記した。
⑪在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> 「在宅医療の体制構築に係る指針」の改正において、訪問診療を実施する診療所・病院数に関する具体的な設置目標を記載することとされたが、本県では既に数値目標としていることから、時点修正を行った。 「本県の高齢者人口及び在宅のひとり暮らし高齢者の状況」や「二次医療圏別高齢者人口及び在宅のひとり暮らし高齢者の状況」を追加した。
5 疾病・5 事業及び在宅医療以外	
⑫感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に関する記載を新規に追加した。具体的には令和 2 年 1 月の感染者確認からこれまでの経過と感染者数、感染拡大防止のための体制整備等について記載した。